

一御装束寸尺の事、禰宜等が中にとり、大たかばかりをもて、如所存さしとるよし申、以外のそらごととなり、以往より定まれる鐵尺をもて、辨代と一禰宜が前において、お、い筵をまき、その上に御唐櫃の蓋をおき、其上にて神宮の奉行并物忌等さしまゐらせ、行事官等相共に拜見仕、如先規きたをいたす處に、如此申條以外の不當なり、尊神の照覽をば申さる也。○中略

寛正四年五月日

○按ズルニ、大たかばかりトハ、鷹斗ニ對ヘテ云ヘルニテ、一尺二寸五分ノ度、即チ鯨尺ヲ云フナルベシ、

〔下學集下器財〕鷹タカ秤ハカリ之ノ鷹タカ居カ之ノ鷹タカ惡ク之ノ鳥トシ也、生ナ于ケル巢ノ中、其ノ子ヲ生マ長ク、則チ有リ食ハ親ノ之ノ義ヲ、父ノ畏ル也、

〔後奈良院御撰何曾〕けふのかり場は犬もなし。たか鷹ばかり。

〔鷹三百首和歌〕男山はとやかひたるたかばかりかけをくれてや落に行らん

〔倭訓栞前編十四〕たかばかり 鷹の巢をかくるに、一尺二寸上に枝を置て、其枝に居て餌をおとす、さなければ母鳥に噬著故也、よて一尺二寸を鷹秤ハカリともいふともいへり、

〔古今要覽器財〕甲冑用鷹ざし

南都に、甲冑用鷹ざし。といふあり、御尺司林氏製する所なり、その長曲尺一尺一寸五分にあたる、延喜式の造位記尺に比すれば五分短し、その尺に添たる説あり、云、鷹は勇猛の鳥にして、子を生し巢にありて、子に食をあたふるに、巢より一尺枝をさがり、子をやしなふゆるゑに、是を呼て鷹度タカバといふ、武勇をいはふ吉例によりて、往古より甲冑に此尺を用ふる事なりとあり、

〔倭名類聚抄十五〕曲尺。辨色立成云、曲尺加麻利。

〔倭訓栞中編二十四〕まがりかね 倭名抄に曲尺をよめり、矩なり、今さしがねと云、

〔書言字考節用集七器財〕矩マ規ガリ爲カ圓ノ之ノ法トシ、曲尺又云勾尺匠家所用、乃李唐尺也、

曲尺
金